|  |
| --- |
| 基 本 契 約 書 |

甲：株式会社 〇〇〇

乙：株式会社 △△△

基本契約書

株式会社〇〇〇（以下、甲という）と株式会社△△△（以下、乙という）はプログラム開発に係る業務の委託につき以下の通り基本契約（以下、本契約という）を締結し、その証として本書2通を作成し甲・乙が記名及び押印の上、各1通を保有する。

第1条（本契約の目的）

1 甲は乙に対し、下記業務を委託し乙はこれを受託する。

記

1. コンピュータシステム及びソフトウェア等各種情報処理に関する研究・開発ならびに技術支援業務
2. コンピュータシステム等のハードウェア及びソフトウェア等の運用・保守業務
3. ユーザーサポート業務
4. その他、前号に付帯関連する一切の業務

2 甲が乙に委託する具体的業務の内容、仕様、成果物、納期、納入方法、検収条件、業務委託料、引渡場所、作業場所等については別途発行する注文書等で決められた通りとする。

第2条（業務委託料）

1 次の各号の一に該当するときは、業務委託料を甲乙協議のうえ変更することが出来る。

①「本件業務」の範囲や内容、仕様等が変更されるとき

②「本件業務」の成果物（以下、成果物という）の納入期限が変更されるとき

③第15条に基づき甲が乙に提供する「本件業務」を遂行するために必要な資料、情報の提供遅延、誤りにより乙の費用が増加したとき

④経済情勢の変動などにより契約締結時の諸条件等が著しく変化したとき

2 乙に勤務不良、不就業等がある場合には、甲は乙に対する業務委託料の全部または一部を減額することが出来る

第3条（支払条件）

甲から乙に対する業務委託料の支払いは、注文書等の記載に従って支払う。

第4条（成果物の納入）

乙は、納期までに「本件業務」を完了し「成果物」を甲に納入する。但し次の各号に該当する場合、乙は甲に対し「成果物」の納期の変更を求めることが出来る。

1. 第15条に基づく「本件業務」の遂行に必要な資料、情報等の提供に遅延が発生し「本件業務」の進捗に支障が生じたとき
2. 「本件業務」の内容に変更が生じたとき
3. 天災その他不可抗力により納入期限までに「成果物」を納入することが困難になったとき

第5条（検収）

1 甲は、前条に従って「成果物」の検収を受けてから甲乙協議によって決めた期日内に「成果物」の検査を行い、検査に合格したときは乙に対して甲指定の検収書を交付する。

2 前項の検査によって瑕疵が発見された場合、甲は直ちにかかる瑕疵について乙に通知するものとする。

3 甲が前項による瑕疵の通知をすることなく、第1項の検収書を交付しないときは「成果物」の納入から30日の到来によって検収書が交付されたものとみなす。

第6条（瑕疵に対する修補）

1 「成果物」に瑕疵が発見された場合、乙は甲の指示に従い、瑕疵の修補等を行う。

2 「成果物」の瑕疵が修補し得ない場合、乙は瑕疵の程度に応じた代金の減額に応じるものとする。

3 第1項及び前項の乙の責任は第4条の「成果物」の納入から1年間とし、乙はそれ以降に甲が乙に通知した瑕疵についての責任を負わない。

第7条（保証）

1 乙は甲に対し、「成果物」が定められた仕様等の通りであることを保証する。

2 「成果物」が前項に反し尚且つ、これが乙の責めに帰すべき事由による場合は「成果物」の納入から1年以内に甲が乙に通知した場合に限り、乙はその訂正その他の補修を行う。

第8条（保守）

甲及び乙は、第6条及び前条に該当しない「成果物」にかかる補修や技術サービス、バージョンアップ機能追加その他「成果物」の改良のための技術サービス及び、「成果物」の運用または使用に関する技術サービスに関する契約を別締結することが出来る。

第9条（権利の帰属）

「成果物」に含まれるプログラムに関する一切の権利（著作権法第27条、第28条所定の権利を含む）は、納入時に乙から甲に移転する。

第10条（危険負担）

1　「成果物」の納入前に「成果物」に滅失、毀損等が生じた場合には，甲の責に帰すべき場合を除き当該滅失、毀損等は乙の負担とする。

2　「成果物」の納入後に「成果物」に滅失、毀損等が生じた場合には乙の責に帰すべき場合を除き当該滅失、毀損等は甲の負担とする。

第11条（再委託）

乙は「本件業務」の全部または一部を第三者に請け負わせる場合、事前に当該再委託先につき甲の承諾を得た上で、自己の責任において本契約の乙と同じ業務を当該第三者に負わせなければならない。

第12条（報告義務）

1 甲が「本件業務」の進捗状況を確認するため、乙に報告を要求したときは、乙は速やかに甲に報告する。

2 乙は「本件業務」に関し、次の各号の一つに該当する事項が発生した場合には甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

①原因の如何を問わず納期までに「本件業務」を遂行することが出来ないことが判明した場合

②「本件業務」の進行中に何らかの事故が発生した場合

③第16条に定めたる事項

④第23条第1項に定めたる事項

第13条（業務責任者）

1 乙は「本件業務」を遂行するに際し業務責任者を設けるものとし、その者の氏名を速やかに甲に書面にて連絡する。

2 業務責任者を変更する場合も乙は、速やかに甲に書面にて連絡する。

第14条（貸与物品等）

1 乙は「本件業務」を遂行するに際し甲の承認を得て、甲の所有する物品（以下、貸与物品等という）を有償もしくは無償にて使用することが出来る。

2 前項の場合乙は「貸与物品等」を善良なる管理者の注意義務を持って使用・管理し、甲の承認する目的外に使用してはならない。

第15条（協力義務）

甲は乙が「本件業務」を遂行するために必要な資料、情報を乙に提供する等して、乙の便宜を図るものとする。

第16条（権利の保障）

甲は甲が「成果物」を使用収益することにより、第三者の工業所有権または著作権等の権利を侵害し、もしくは侵害する恐れのある旨を第三者より主張された場合、直ちに乙に通知し乙は乙の責任により甲の事業に影響を与えないよう速やかに解決を図る。

第17条（権利義務譲渡の禁止）

乙は甲の書面による承諾なくして、本契約により生ずる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡、もしくは担保に供してはならない。

第18条（禁止事項）

1 乙は甲の顧客及び営業先に対し、甲の許可なく営業活動及び条件交渉を行ってはならない。

2 甲が乙に委託する「本件業務」が、甲が第三者から委託された業務の再委託である場合、乙は甲の許可なく「本件業務」にかかる甲に対する委託者さらにその上位の委託者（以下、甲に対する委託者等という）に対して、営業活動及び条件交渉を行ってはならない。もし乙が「本件業務」にかかる「甲に対する委託者等」との間で、甲を除外して契約関係に立った場合（「甲に対する委託者等」と乙が直接契約関係に立つ場合に限らず、第三者を間に挟んで間接的に「甲に対する委託者等」と契約関係に立つ場合も含む）には、乙は甲から「本件業務」の業務委託料の支払いを受けることが出来ず、且つ甲に対し違約金として「本件業務」の業務委託料と同額の金額を支払う。甲の障害額が前記違約金を超える場合、甲は乙に対しその超過する損害の賠償金請求をすることが出来る。

第19条（機密の保持）

1 乙は甲から受託した業務の動向・内容、甲の業務に関して知り得た情報・知識及び本契約により得られた成果について機密を守り、甲の書面による承認なくこれを第三者に洩らしたり、他の利用に供してはならない。

2 乙は甲から入手した機密に関する書類がある場合、「本件業務」が終了次第、直ちにこれ（コピーを含む）を返還する。

3 乙が第1項及び前項に違反したとき乙は、甲の指示に従い直ちに必要な善後措置を講じ、仮に甲に損害を及ぼしたとき乙は、甲の要求に従いその損害を賠償する。

第20条（個人情報保護）

乙は本契約に定める業務の遂行上知り得た甲の顧客の個人情報（以下個人情報という）がある場合、以下の各号に定める事項を遵守の上、個人情報保護法等の個人情報保護に関する関係法令に従い、これを管理するものとする。

情報保護に関する関係法令に従い、これを管理するものとする。

①甲の書面による事前承認なく「個人情報」を第三者に提供しないこと

②「個人情報」漏洩しないよう最善の対策を講じ定期的に見直しを行うと共に甲の求めに応じ「個人情報」の管理状況につき便宜報告を行うこと

第21条（損害賠償）

甲及び乙は本契約を履行するにあたり、相手方に損害を与えた場合、当該相手方が被った損害を賠償しなければならない。

第22条（解約および変更）

甲及び乙は双方合意の上、本契約の全部または一部を解約または変更することが出来る。

第23条（契約の解除）

1甲及び乙は、相手方が次の各号に該当する場合、本契約の全部または一部を何らの催告なく直ちに解約することが出来る。尚この場合、次の各号に該当した非解除者は期限の利益を喪失し、相手方に対して有する債務を直ちに弁済しなければならない。

①本契約に違背したとき

②乙の責に帰すべき事由により、「本件業務」を完了する見込みがないとき

③監督官庁より営業の取消または停止等の処分を受けたとき

④会社整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、破産の申し立てをなし、または申し立てを受けたときもしくは銀行取引停止処分を受けたとき

⑤差押え、仮差押え、仮処分または競売の申立てがあったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき

⑥営業の全部または一部を第三者に譲渡したとき

⑦前各号以外に財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

⑧相手方に重大な危害または損害を及ぼしたとき

⑨災害その他やむをえぬ事由により、契約の履行が困難であると判断する合理的理由があるとき

⑩相手方の信用を著しく毀損したとみなされるとき

⑪その他上記各号に準ずるとき

2 前項の解除は解除者が相手方に対して、自らの被った損害の賠償を請求することを妨げない。

第24条（契約終了時の処置）

1 「本件業務」が完了しないまま本契約が契約終了となった場合で、「本件業務」の成果と認められる中間成果物その他の成果物が存する場合、乙は甲に対し直ちに当該中間成果物等を引き渡す。この場合、契約終了の原因が甲にある場合には、甲は乙に対し当該中間成果物に対する相当な報酬額を支払うものとする。それ以外の場合には、甲が乙に対して当該中間成果物等に対する相当な報酬額を支払う必要はない。また当該中間成果物等にかかる権利の帰属については、第9条に従う。

2 本契約が契約終了になったとき乙は、第14条に定める「貸与物品」について甲の指定する期日及び指定する場所に返還し、返還が完了するまで善良なる管理者の注意義務を持って保管する。

3 前項において乙が「貸与物品」を甲の指定する期日まで返還しない場合、甲は書面による催告の後、乙の事務所内に立入り乙の負担にて「貸与物品」を撤去、持ち出すことが出来る。

第25条（管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

第26条（協議解決）

本契約に定めなき事項または本契約の履行につき擬義を生じた場合は、信義誠実の原則に則り甲乙協議の上、円満なる解決を図る。

令和6年8月6日

　　　　　　　　　　　　甲　：

　　　　　　　　　　　　乙　：